

## 豊島区環境政策課公式 YouTube 運用要綱

令和6年7月5日

環境清掃部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区環境政策課(以下「区」という。)が開設するYouTube(以下「公式YouTube チャンネル」という。)を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) YouTube Google LLCが運営する動画共有ソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、不特定多数の利用者と動画を共有するサービスをいう。
- (2) 公式YouTubeチャンネル 区が設置・運用するYouTubeをいう。
- (3) アカウント YouTubeを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 公式YouTubeチャンネルの利用者をいう。
- (5) コメント 他のユーザーのYouTubeに意見等を投稿することをいう。

### (運用主体)

第3条 運用主体は区とし、運用管理者は環境清掃部環境政策課長とする。運用管理者は、アカウントの登録、情報発信、運用管理等を行う。

2 アカウント名は「豊島区環境政策課公式エコチャンネル」とする。

### (アカウント運用主体の明示)

第4条 区は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてアカウント名を区ホームページに明示する。

### (配信内容)

第5条 公式YouTubeチャンネルは、次に掲げるものを配信する。

- (1) 環境施策及び環境普及啓発の紹介
- (2) 環境に関連する区事業
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に区長が必要と認めるもの

### (配信方法)

第6条 情報配信の原則は次のとおりとする。

- (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を遵守する。
  - (2) 自らの職務に関する情報を配信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
  - (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
  - (4) 配信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
  - (5) アカウントの不正利用、業務目的外利用をしてはならない。
  - (6) その他公序良俗に反する一切の情報を配信しない。
- 2 公式YouTubeチャンネルは配信のみを行い、原則として他チャンネル登録や共有等は行わない。また、動画に対するコメント及び評価等の投稿は受け付けない。

(肖像権への対応)

第7条 公式YouTubeチャンネルで公開した動画の被撮影者から非公開とするよう申し出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努めるものとする。

(知的財産権等)

第8条 公式YouTubeチャンネルに掲載する全ての情報（動画、テキスト、画像等をいう。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、区又は著作権者に帰属する。また、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、公式YouTubeチャンネルに掲載する個々の情報は、無断で複製・転用等の利用はできない。

(免責事項)

第9条 区は、公式YouTubeチャンネルにおける情報の正確性、完全性、有用性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

2 区はシステム障害や保守などにより、利用者への事前予告なくアカウントの運用を停止する場合があるものとする。

3 この要綱は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めがない事項については、運用管理者と協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。